ＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の４の２表２及び同様式表２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第６項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

［４～６　略］

様式第17の４の８（第23条の９の３関係）

１　貸借対照表に計上された額の合算

［表略］

［注１・２　略］

３　算定する接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度、前々事業年度及び前々々事業年度ごとに作成すること。

４　「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

［５　略］

２　営業外費用の合算

［表略］

［注１　略］

２　「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

［３　略］

様式第17の４の９（第23条の９の３関係）

１　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

注１　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第１号に掲げる部分の接続料をいう。

２　「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第３項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。

３　「実績値」の欄には、様式第17の４の５表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料）により算定された実績値を記載すること。

４　「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。

５　「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

ド枚数単位接続料の原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第２項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

［４～６　同左］

様式第17の４の８（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

［注１・２　同左］

３　原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。

４　「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

［５　同左］

２　［同左］

［表同左］

［注１　同左］

２　「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

［３　同左］

［新設］